

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

平成 30 年 2 月 5 日
障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム

【 目 次 】

第 1 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に係る基本的な考え方	4
第 2 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容	6
1. 新設サービス	
(1) 就労定着支援	6
(2) 自立生活援助	9
(3) 居宅訪問型児童発達支援	11
2. 共生型サービス	13
3. 地域生活支援拠点等	14
4. 障害福祉サービス等における横断的事項	
(1) 福祉専門職員配置等加算の要件の見直し	17
(2) 各種減算の見直し	18
(3) 食事提供体制加算の経過措置の取扱い	20
(4) 送迎加算の見直し	20
(5) 訓練系、就労系サービスにおける医療観察法対象者等の受入れの促進	21
(6) 福祉・介護職員処遇改善加算の見直し	21
(7) 身体拘束等の適正化	22
(8) 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し	22
(9) 地域区分の見直し	22
(10) 公立減算の取扱い	22
5. 訪問系サービス	
(1) 居宅介護	23
(2) 重度訪問介護	24
(3) 同行援護	26
(4) 行動援護	28
(5) 重度障害者等包括支援	28
6. 日中活動系サービス	
(1) 生活介護	31
(2) 短期入所	33
7. 施設系・居住系サービス	
(1) 施設入所支援	35
(2) 共同生活援助	36

8. 訓練系サービス	
(1) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）	38
9. 就労系サービス	
(1) 就労系サービスにおける共通的事項	40
(2) 就労移行支援	42
(3) 就労継続支援A型	44
(4) 就労継続支援B型	46
10. 相談系サービス	
(1) 計画相談支援、障害児相談支援	47
(2) 地域移行支援	54
(3) 地域定着支援	55
11. 障害児通所支援	
(1) 障害児通所支援における共通事項	55
(2) 児童発達支援	60
(3) 医療型児童発達支援	61
(4) 放課後等デイサービス	61
(5) 保育所等訪問支援	62
12. 障害児入所支援	
(1) 障害児入所支援における共通事項	62
(2) 福祉型障害児入所施設	63
(3) 医療型障害児入所施設	64
13. 障害児支援共通	64
14. その他	
(1) 国庫負担基準の見直し	65
第3 終わりに	68
別紙1 障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて	
[訪問系サービス]	70
居宅介護サービス費	
重度訪問介護サービス費	
同行援護サービス費	
行動援護サービス費	
重度障害者等包括支援サービス費	
[日中活動系サービス]	76
療養介護サービス費	
生活介護サービス費	
短期入所サービス費	
[施設系サービス]	82
施設入所支援サービス費	
[居住系サービス]	83
共同生活援助サービス費	

[訓練系・就労系サービス]	89
機能訓練サービス費	
生活訓練サービス費	
就労移行支援サービス費	
就労継続支援A型サービス費	
就労継続支援B型サービス費	
[相談系サービス]	101
計画相談支援費	
障害児相談支援費	
地域移行支援サービス費	
地域定着支援サービス費	
[障害児通所支援]	105
児童発達支援給付費	
医療型児童発達支援給付費	
放課後等デイサービス給付費	
保育所等訪問支援給付費	
[障害児入所支援]	112
福祉型障害児入所施設給付費	
医療型障害児入所施設給付費	
別紙 2 看護職員加配加算の創設について	122
別紙 3 指導員加配加算の見直し等について	129
別紙 4 看護師配置加算の見直しについて	139
別紙 5 地域区分の見直しについて	143

第1 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に係る基本的な考え方

1. これまでの経緯

- 障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の施行から11年が経過し、障害福祉サービス等の利用者は約100万人、国の予算額は約1.3兆円とそれぞれ倍増するなど、障害者への支援は年々拡充している。
そうした中で、平成27年度の社会保障審議会障害者部会において提言された「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」を踏まえた改正障害者総合支援法等が、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定と同日の平成30年4月1日に施行される。
- 本改定では、改正法において創設された自立生活援助や就労定着支援等の新サービスの具体的な報酬等の設定について検討することはもとより、障害者の重度化・高齢化、医療的ケア児や精神障害者の増加などに伴い、障害福祉サービス等の利用者が多様化している中で、個々のニーズに応じたサービスの提供体制を整備する必要がある。
- また、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において「障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる環境を整備することが必要」とされるとともに、「障害者の就労支援等の推進」が掲げられており、報酬改定を通じて障害者の工賃・賃金向上、一般就労への移行の促進や就労定着支援の充実が求められる。
- 加えて、利用者数やサービスを提供する事業所数が大幅に増加している一方で、サービスの質の向上が求められていることや、長期化した経過措置への対応など、制度の持続可能性の確保の観点から、メリハリのあつ報酬体系への転換が求められる。
- このような状況の中、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率は全体で+0.47%とし、サービス毎の報酬の設定においては、適正なサービスの確保や制度の持続可能性等の観点から、各サービスの収支状況を踏まえつつ、メリハリをつけて対応することとされた。
- 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（以下「検討チーム」という。）は、平成29年5月31日から17回にわたり、47の関係団体からのヒアリングのほか、個々のサービスの現状と論点を整理した上で、検討を積み重ねてきた。「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」は、これまでの検討の積み重ねと上記の経緯等に沿って整理し、取りまとめたものである。

2. 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な考え方とその対応

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定は、以下の基本的考え方に基づき、各サービスの報酬・基準についての見直しを行う。

- (1) 障害者の重度化・高齢化を踏まえた、障害者の地域移行・地域生活の支援等
- 障害者の重度化・高齢化によりサービス利用のニーズが多様化する中、障害者が地域生活を開始・継続するために必要な支援を受けることができるよう、在宅生活を支援するサービスの充実を図る。
 - 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害者やその家族が安心して生活するため、地域生活支援拠点等の整備を促進し、その機能の充実・強化を図るとともに、生活の場であるグループホームの整備等を進める。
- (2) 障害児支援の適切なサービス提供体制の確保と質の向上(医療的ケア児への対応等)
- 医療技術の進歩等を背景として、人工呼吸器等の使用や、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障害児(医療的ケア児)が増加している中で、個々の障害児がその家族の状況やニーズに応じて、地域において必要な支援を受けることができるよう、サービス提供体制を確保する。
 - 放課後等デイサービスなどの障害児通所支援については、利用する障害児が障害特性に応じた適切な支援を受け、生活能力の向上などが図られるよう、サービスの質を確保し、適切な評価に基づく報酬体系とする。
- (3) 精神障害者の地域移行の推進
- 長期に入院する精神障害者等の地域移行を進めていくため、地域移行後の生活の場や、地域生活を支えるためのサービス提供体制の確保などの取組を強化する。
 - 具体的には、地域生活支援拠点等の整備を促進し、その機能の充実・強化を図るとともに、生活の場であるグループホームを確保し、地域相談支援等の既存サービスや新たに創設された自立生活援助の活用により、関係機関・関係者による連携や、サービスを複合的に提供できる体制を強化する。
- (4) 就労継続支援に係る工賃・賃金の向上や就労移行、就労定着の促進に向けた報酬の見直し
- 障害者とその適性に応じて能力を十分に発揮し、地域で自立した生活を実現することができるよう、一般就労移行後の定着実績や工賃実績、労働時間に応じたメリハリのある報酬体系を構築し、就労系障害福祉サービスにおける工賃・賃金向上や一般就労への移行・定着を更に促進する。

(5) 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と効率的かつ効果的にサービスの提供を行うための報酬等の見直し

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加している一方で、一部の事業所においてサービスの質の低下が見られることが課題となっていることや、制度の持続可能性を確保するため、効率的かつ効果的にサービスを提供できるよう、サービスの質を評価した報酬体系とする。

第2 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容

1. 新設サービス

(1) 就労定着支援

① 基本的な考え方

- ・ 就労定着支援は、利用者との対面による相談等や利用者を雇用した企業への訪問、関係機関との連絡調整等を一体的に実施するものであることから、基本報酬は月額とし、包括的にサービスを評価する体系とする。その上で、就労定着率に応じて基本報酬を算定する仕組みとする。

② サービスの対象者

- ・ 生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障害者を対象とする。

③ 職員配置

- ・ 以下の職員を配置する。
 - 一 就労定着支援員
常勤換算方法で、利用者の数を40で除した数以上（資格要件は定めない。）
 - 二 サービス管理責任者
次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに掲げる数以上
 - イ 利用者の数が60以下 1以上
 - ロ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

※ 就労定着支援と生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を一体的に運営している場合は、それぞれの利用者の合計数に応じて配置する。

④ 基本報酬・加算の設定

ア 就労定着率に応じた基本報酬の評価

- ・ 利用者との対面による支援を月1回以上行うことを算定要件とする。
- ・ 生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障害者の職場定着を促進するため、就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数

(雇用された通常の事業所での就労が継続している者の数)の割合)に応じた基本報酬とする。また、利用者数の規模に応じた報酬設定とする。

《就労定着支援サービス費の設定》

イ 利用者数20人以下

(1) 就労定着率が9割以上の場合	3,200単位/月
(2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	2,640単位/月
(3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	2,120単位/月
(4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	1,600単位/月
(5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	1,360単位/月
(6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合	1,200単位/月
(7) 就労定着率が1割未満の場合	1,040単位/月

ロ 利用者数21人以上40人以下

(1) 就労定着率が9割以上の場合	2,560単位/月
(2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	2,112単位/月
(3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	1,696単位/月
(4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	1,280単位/月
(5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	1,088単位/月
(6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合	960単位/月
(7) 就労定着率が1割未満の場合	832単位/月

ハ 利用者数41人以上

(1) 就労定着率が9割以上の場合	2,400単位/月
(2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	1,980単位/月
(3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	1,590単位/月
(4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	1,200単位/月
(5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	1,020単位/月
(6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合	900単位/月
(7) 就労定着率が1割未満の場合	780単位/月

イ 利用期間終了後の就労定着実績に応じた評価

- ・ 就労定着支援のサービス利用終了者が雇用された通常の事業所に継続して雇用されるよう、就労定着支援事業者はサービス利用終了者が登録している障害者職業・生活支援センター等の要請に応じて必要な協力を行う必要があることから、サービス利用終了者のうち、雇用された通常の事業所に3年6月以上6年6月未満の期間継続して就労している者の割合が7割以上の事業所を評価する加算を創設する。

《就労定着実績体制加算【新設】》

300単位/月

ウ 就労定着を促進するための評価

- ・ 障害者の職場定着をより促進するため、職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修を修了した者を就労定着支援員として配置している事業所を評価する加算を創設する。

《職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算【新設】》 120単位／月

エ 中山間地域等に居住する利用者を支援した場合の評価

- ・ 中山間地域等に居住する利用者への支援については、移動コストを勘案することとし、特別地域加算を創設する。

《特別地域加算【新設】》 240単位／月

オ アセスメントを要する利用者を受け入れた場合の評価

- ・ 就労定着支援については、就労移行支援事業所等の利用者が利用していた就労移行支援事業所等の職員から引き続き職場定着のための支援を受けることを基本とするが、当該就労移行支援事業所等以外の就労移行支援事業所等を利用して一般就労した障害者の職場定着のための支援を行う場合には、特にアセスメント等に時間や労力を要することから、こうした業務負担を評価する加算を創設する。

※ 初期加算を取得するため、同一法人内の他の就労定着支援事業所を利用させることは認めないこととする。

《初期加算【新設】》 900単位／月（1回限りの算定）

カ 支援開始1年以内の利用者に対する評価

- ・ 支援開始1年目は障害者本人に対する支援回数も頻回になると考えられるとともに、就職先企業、医療機関等の関係機関との関係性を構築するなど、時間や労力を要することから、支援開始1年以内の利用者に対する支援の手間を評価する加算を創設する。

《企業連携等調整特別加算【新設】》 240単位／月

キ 利用者負担上限額管理加算の創設

- ・ 利用者負担額合計額の管理を行った場合、業務負担を評価する加算を創設する。

《利用者負担上限額管理加算【新設】》 150単位／回（月1回を限度）

⑤ 自立生活援助、訪問型自立訓練（生活訓練）との併給

- ・ 就労定着支援は雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行うものであり、生活支援としては、生活リズム・生活習慣、衛生管理、健康管理・服薬管理などを行うことになる。このため、就労定着支援は自立生活援助における支援内容の範囲をまかなえることから、自立生活援助との併給は認めないこととする。
- ・ また、就労定着支援は、訪問型自立訓練（生活訓練）の相談援助の内容の範囲をまかなえることや、就労定着支援の利用者は一般企業に就職していることを踏まえれば、新たに生活に関する訓練を行うことは想定されないことから、訪問型自立訓練（生活訓練）との併給は認めないこととする。

※ サービス内容が異なる他の障害福祉サービス等との併給は妨げない。

(2) 自立生活援助

① 基本的考え方

- ・ 自立生活援助は、定期的な居宅訪問等により利用者の状況把握を行い、必要な情報提供や助言等の支援を一体的に実施するものであることから、基本報酬は月額とし、包括的にサービスを評価する体系とする。その上で、特に支援が必要となる場合等については、実績や体制に応じて報酬を算定する仕組みとする。

② サービスの対象者

- ・ 以下の者を対象とする。
 - 一 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者
 - 二 現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者(※)
 - 三 障害、疾病等の家族と同居しており（障害者同士で結婚している場合を含む）、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者(※)

※ 自立生活援助による支援が必要な者の例

- ・ 地域移行支援の対象要件に該当する障害者施設に入所していた者や精神科病院に入院していた者等であり、理解力や生活力を補う観点から支援が必要と認められる場合
- ・ 人間関係や環境の変化等によって、1人暮らしや地域生活を継続することが困難と認められる場合(家族の死亡、入退院の繰返し等)
- ・ その他、市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合

③ 職員配置

- ・ 以下の職員を配置する。
 - 一 地域生活支援員
指定自立生活援助事業所ごとに、1以上
なお、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1とすることを標準とする。
 - 二 サービス管理責任者
次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに掲げる数以上
 - イ 利用者の数が30以下 1以上
 - ロ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

④ 基本報酬・加算の設定

- ア 毎月の包括的なサービスの評価
 - ・ 定期的な居宅訪問を月2回以上行うことを算定要件とする。
 - ・ 障害者支援施設等から移行した直後（退所等の日から1年以内）の利用者については、関係機関との連絡調整や地域住民との関係づくりに要する業務量を評価する報酬を設定する。
 - ・ 適正なサービス量を提供する観点から、1人の地域生活支援員が支援する利用者数を人員基準では「標準として25人」としているが、報酬上は「30人」を超えた場合の報酬を設定する。

≪自立生活援助サービス費の設定≫

イ 自立生活援助サービス費（Ⅰ）【新設】 ※退所等から1年以内の利用者

- (1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満
1,547単位／月
- (2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上
1,083単位／月

ロ 自立生活援助サービス費（Ⅱ）【新設】 ※退所等から1年を超える利用者

- (1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満
1,158単位／月
- (2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上
811単位／月

イ 特に支援が必要となる場合等の評価

- ・ 特に業務量が集中する支援を開始した月及び利用者が居宅から外出した際に支援を行った月については、更に一定単位数を加算する。

《初回加算【新設】》 500単位／月
《同行支援加算【新設】》 500単位／月

ウ その他

- ・ 中山間地域等に居住する利用者の居宅訪問については、移動コストを勘案することとし、特別地域加算を創設する。

《特別地域加算【新設】》 230単位／月

- ・ 良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、常勤の地域生活支援員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格保有者の割合等を評価することとし、福祉専門職員配置等加算を創設する。

《福祉専門職員配置等加算【新設】》

- (Ⅰ) 常勤の地域生活支援員のうち、資格保有者が35%以上 450単位／月
- (Ⅱ) 常勤の地域生活支援員のうち、資格保有者が25%以上 300単位／月
- (Ⅲ) 地域生活支援員のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上 180単位／月

- ・ 利用者負担額合計額の管理を行った場合の業務負担を評価する利用者負担上限額管理加算を創設する。

《利用者負担上限額管理加算【新設】》 150単位／回（月1回を限度）

(3) 居宅訪問型児童発達支援

① 基本的考え方

- ・ 居宅訪問型児童発達支援については、訪問先において発達支援を提供するものであることから、1回当たりの支援に係る費用を報酬上算定する仕組みとする。その上で、特に支援が必要となる場合等については、実績や体制に応じて報酬を算定する仕組みとする。

② サービスの対象者

- ・ 重症心身障害等の重度の障害により外出が著しく困難な場合や感染症にかかりやすく重篤化する恐れのある場合など、障害児本人の状態を理由として外出ができない場合をサービスの対象者とする。

③ 職員配置

- ・ 以下の職員を配置する。
 - 一 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
 - 二 児童発達支援管理責任者 1以上

※ 訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児に対する直接支援業務に3年以上従事した者とする。

④ 基本報酬・加算

ア 基本報酬の設定

- ・ 基本報酬は1回当たりの支援に係る費用を報酬上算定する。

《居宅訪問型児童発達支援給付費の設定》

居宅訪問型児童発達支援給付費(1日につき) 988単位

イ 訪問支援員特別加算の創設

- ・ 障害児の支援経験がある作業療法士や理学療法士等の専門性の高い職員を配置して訪問支援を行う場合に評価する。

《訪問支援員特別加算【新設】》 679単位/回

(加算対象者)

- ① 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは看護職員又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者若しくは心理指導担当職員であって、障害児支援の経験が5年以上
- ② 障害児支援の経験が10年以上

ウ 中山間地域等に居住する利用者の居宅を訪問した場合の評価

- ・ 中山間地域等に居住する利用者の居宅訪問については、移動コストを勘案することとし、特別地域加算を創設する。

《特別地域加算【新設】》 +15/100

エ 通所施設移行支援加算の創設

- ・ 居宅訪問型児童発達支援を利用する障害児に対して、児童発達支援センター、児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所に通うための相談援助や連絡調整を評価する加算を創設する。

《通所施設移行支援加算【新設】》 500単位／回（1回を限度）

オ 利用者負担上限額管理加算の創設

- ・ 利用者負担額合計額の管理を行った場合、業務負担を評価する加算を創設する。

《利用者負担上限額管理加算【新設】》 150単位／回（月1回を限度）

カ 福祉・介護職員処遇改善加算等の創設

- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算を創設する。

《福祉・介護職員処遇改善加算【新設】》

イ	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	+ 所定単位数 × 7.9%
ロ	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	+ 所定単位数 × 5.8%
ハ	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	+ 所定単位数 × 3.2%
ニ	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	+ 所定単位数 × 3.2% × 0.9
ホ	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	+ 所定単位数 × 3.2% × 0.8

《福祉・介護職員処遇改善特別加算【新設】》

福祉・介護職員処遇改善特別加算	+ 所定単位数 × 1.1%
-----------------	----------------

2. 共生型サービス

介護保険サービスの指定を受けた事業所について、障害福祉の居宅介護、生活介護、短期入所等の指定を受ける場合の基準の特例を設ける。

(1) 対象サービス

- 居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、児童発達支援、放課後等デイサービス。

(2) 指定基準

- 介護保険サービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に障害福祉（共生型）の指定を受けられるものとする。

(3) 基本報酬・加算

- 障害福祉の基準を満たしていない介護保険サービス事業所の報酬については、以下の観点から、単位設定する。
 - ① 本来の障害福祉サービス等事業所の基準を満たしていないため、本来の報酬単価と区別。
 - ② 現行の基準該当サービスを参考に設定。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

- なお、各種加算は、指定障害福祉サービス等と同様の算定要件を満たせば算定可能とする。
- その上で、共生型生活介護事業所等について、サービス管理責任者等を配置し、かつ、地域に貢献する活動（地域交流の場の提供等）を実施している場合を評価する。

《サービス管理責任者配置等加算【新設】》 58 単位

《福祉専門職員配置等加算【新設】》

イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）

※ 常勤の生活支援員のうち、社会福祉士等の資格保有者が35%以上雇用されている場合 1日につき15単位を加算

ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）

※ 常勤の生活支援員のうち、社会福祉士等の資格保有者が25%以上雇用されている場合 1日につき10単位を加算

《共生型サービス体制強化加算【新設】》 ※児童発達支援、放課後等デイサービス

- ・ 児童発達支援管理責任者を配置した場合 103 単位
- ・ 保育士又は児童指導員を配置した場合 78 単位
- ・ 児童発達支援管理責任者かつ保育士
又は児童指導員を配置した場合 181 単位

3. 地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）の機能を担う事業所については、運営規程に拠点等の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定し、当該事業所であることを市町村に届け出た上で、市町村が当該事業所を拠点等として認めることを要する。

（1）相談機能の強化

- 拠点等における相談の機能を強化する観点から、特定相談支援事業所（障害児相談支援事業所含む。）にコーディネーターの役割を担うものとして相談支援専門員を配置し、相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行うことを評価する加算を創設する。

《地域生活支援拠点等相談強化加算【新設】》 700単位/回

※ 短期入所事業所への受入れ実績（回数）に応じて、月4回を限度に加算。

(2) 緊急時の受入れ・対応の機能の強化

- 緊急利用に係る空床の確保が難しいことから、緊急短期入所体制確保加算を廃止し、緊急の受入れ・対応を重点的に評価するために、緊急短期入所受入加算の算定要件の見直しを行うとともに、単位数を引き上げる。

《緊急短期入所受入加算の見直し》

[現 行]

- イ 緊急短期入所受入加算（Ⅰ） 120単位／日
- ロ 緊急短期入所受入加算（Ⅱ） 180単位／日

※ 居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、利用を開始した日に限り、当該緊急利用者のみに対して加算する。

[見直し後]

- イ 緊急短期入所受入加算（Ⅰ） 180単位／日
- ロ 緊急短期入所受入加算（Ⅱ） 270単位／日

※ 居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、当該指定短期入所を行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合にあっては、14日）を限度として、当該緊急利用者のみに対して加算する。

- また、「緊急時」という局面を勘案し、定員を超えて受け入れた場合には、期間を区切った上で、特例的に加算をするとともに、その間は、定員超過利用減算は適用しないこととする。

《定員超過特例加算【新設】》 50単位／日

※ （2）の加算については、拠点等の機能を「担う」・「担わない」で加算の算定の可否を分けることはしない。

(3) 体験の機会・場の機能の強化

- 拠点等における体験の機会・場の機能を強化する観点から、拠点等としての機能を担う場合の日中活動系サービスの体験利用支援加算について、利用期間の制限を廃止する。
- また、地域移行に係る「体験」については、地域移行支援と日中活動系サービスの事業所双方の連携・調整が必要であり、日中活動系サービスの体験利用支援加算については、加算算定に当たり、当該支援内容の記録を要件としているが、事務負担軽減や報酬請求の判定に格差が生じないようにする観点から、簡易な「体験利用計画」の様式を示す。

- さらに、体験を行うタイミング、体験後の地域移行の可否の見極めが短期間であることや地域移行支援事業所との調整等の負担を踏まえ、日中活動系サービスの体験利用支援加算の引上げを行うとともに、初期段階における体験利用支援の加算単位数を高く設定し、その後は逡減制にする。
- なお、日中活動系サービスの体験利用支援加算が地域移行に係る「送り出し」の支援の評価であることに対し、地域移行支援の体験利用加算については、地域移行の体験利用に係る「受け入れ」の支援の評価であり、表裏一体の関係にあることから、地域移行支援の体験利用加算についても、体験利用支援加算に併せて見直す。
- 加えて、体験利用を促進する観点から、例えば、施設入所支援利用者が夜のみ短期入所を利用し、日中は生活介護を利用する場合、日中活動系サービスを行う障害者支援施設の体験の機会に係る支援を評価する体験宿泊支援加算を創設する。なお、地域移行支援の体験宿泊加算についても、体験宿泊支援加算の創設を踏まえ見直す。

≪体験利用支援加算の見直し≫ ※ 日中活動系サービス	
[現 行] <u>300単位／日</u>	[見直し後] <u>500単位／日（初日から5日目まで）</u> <u>+50単位／日 ※地域生活支援拠点等の場合</u> <u>250単位／日（6日目から15日目まで）</u> <u>+50単位／日 ※地域生活支援拠点等の場合</u>
≪体験利用加算の見直し≫ ※ 地域移行支援	
[現 行] <u>300単位／日</u>	[見直し後] <u>500単位／日（初日から5日目まで）</u> <u>+50単位／日 ※地域生活支援拠点等の場合</u> <u>250単位／日（6日目から15日目まで）</u> <u>+50単位／日 ※地域生活支援拠点等の場合</u>
≪体験宿泊支援加算【新設】≫ ※ 施設入所支援 120単位／日	
≪体験宿泊加算の見直し≫ ※ 地域移行支援	
[現 行]	
イ 体験宿泊加算（Ⅰ）	<u>300単位／日</u>
ロ 体験宿泊加算（Ⅱ）	<u>700単位／日</u>
[見直し後]	
イ 体験宿泊加算（Ⅰ）	<u>350単位／日</u>
ロ 体験宿泊加算（Ⅱ）	<u>750単位／日</u>

(4) 専門的人材の確保・養成の機能の強化

- 拠点等における専門的人材の確保・養成の機能を強化する観点から、手厚い体制や個別特性に対応する支援の評価として、重度障害者支援加算を生活介護（障害者支援施設が行う生活介護を除く。）に創設する。

《重度障害者支援加算【新設】》

- イ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置した場合（体制加算） 7単位／日

※ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置している旨の届出をしておき、かつ、支援計画シート等を作成している場合に加算する。ただし、強度行動障害を有する者が利用していない場合は加算しない。

- ロ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合（個人加算） 180単位／日

※ 実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合に加算する。なお、当該基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで加算できることとする。

※ （4）の加算については、拠点等の機能を「担う」・「担わない」で加算の算定の可否を分けることはしない。

(5) 地域の体制づくりの機能の強化

- 拠点等における地域の体制づくりの機能を強化する観点から、特定相談支援事業所（障害児相談支援事業所を含む。）を中心に、月に1回、支援困難事例等についての課題検討を通じ、地域課題の明確化と解決に向けて、情報共有等を行い、共同で対応していることを評価する加算を創設する。

《地域体制強化共同支援加算【新設】》 2,000単位／月（月1回を限度）

4. 障害福祉サービス等における横断的事項

(1) 福祉専門職員配置等加算の要件の見直し

- 精神障害者に対してより高度で専門的な支援を行うために、公認心理師を新たに福祉専門職員配置等加算における有資格者として評価する。

《福祉専門職員配置等加算の要件の見直し》

※ 療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

[現 行]

- イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 15単位/日
 - ※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の35以上ある場合に加算する。
- ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 10単位/日
 - ※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上ある場合に加算する。

[見直し後]

- イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 15単位/日
 - ※ 生活支援員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上ある場合に加算する。
- ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 10単位/日
 - ※ 生活支援員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上ある場合に加算する。

[注] 就労移行支援については、公認心理師に加えて作業療法士についても、新たに福祉専門職員配置等加算における有資格者として評価する（42頁（2）②「作業療法士を配置した場合の評価」を参照）。

（2）各種減算の見直し

- 障害福祉サービス事業所等の適切な運営を確保するため、人員配置や個別支援計画の作成が適切に行われていない場合の減算を見直す。
- 具体的には、以下のとおりとする。
 - ・ サービス提供職員欠如減算については、減算が適用される3月目から所定単位数の50%を減算する。
 - ・ サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）欠如減算については、減算が適用される5月目から所定単位数の50%を減算する。
 - ・ 個別支援計画未作成減算については、減算が適用される月から2月目までについて所定単位数の30%を減算し、3月目からは所定単位数の50%を減算する。

《各種減算の見直し》

○ サービス提供職員欠如減算

[現 行]

イ 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、1割を超えて欠如した場合にはその翌月から、1割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。

[見直し後]

イ 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、1割を超えて欠如した場合にはその翌月から、1割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。

ロ 減算が適用された月から3月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された3月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の50%を算定する。

○ サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）欠如減算

[現 行]

イ 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から、人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。

[見直し後]

イ 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から、人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。

ロ 減算が適用された月から5月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された5月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の50%を算定する。

○ 個別支援計画未作成減算

[現 行]

イ 個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間につき、所定単位数の95%を算定する。

[見直し後]

イ 個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。

ロ 減算が適用された月から3月以上連続して当該状態が解消されない場合、減算が適用された3月目から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間につき、所定単位数の50%を算定する。

(3) 食事提供体制加算の経過措置の取扱い

- 平成29年度末までの経過措置とされていた食事提供体制加算については、食事の提供に関する実態等の調査・研究を十分に行った上で、引き続き、その他あり方を検討することとし、今回の改定では継続する。

(4) 送迎加算の見直し

- 通所系サービスの送迎加算（Ⅰ）、（Ⅱ）について、自動車維持費等が減少していることから一定の適正化を図る。その上で、生活介護における送迎については、一定の条件を満たす場合（重度者等を送迎した場合）、更に評価する。なお、短期入所については、整備促進、運営強化を図る観点から見直しは行わない。
- 就労継続支援A型における送迎については、雇用契約を締結していることや利用者の知識や能力向上のために必要な訓練を行うという観点から、事業所へは利用者が自ら通うことを基本としていることを改めて徹底する。
- また、放課後等デイサービスにおける送迎については、障害児の自立能力の獲得を妨げないように配慮するよう、通知に明記する。
- 同一敷地内の送迎については、「同一敷地内」という立地上の観点を踏まえ、一定の適正化を図る。

《送迎加算の見直し》

[現 行] ※ 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

イ 送迎加算（Ⅰ） 27単位／回

※ 1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合に算定。なお、利用定員が20人未満の事業所にあつては、平均的に定員の100分の50以上が利用している場合に加算する。

ロ 送迎加算（Ⅱ） 13単位／回

※ 1回の送迎につき平均10人以上が利用している（利用定員が20人未満の事業所にあつては、平均的に定員の100分の50以上が利用していること）又は週3回以上の送迎を実施している場合に加算する。

※ 障害支援区分5若しくは障害支援区分6又はこれに準ずる者（一定以上の行動障害を有する者又はたんの吸引等を必要とする者）が100分の60以上いる場合は、更に14単位／回を加算する（生活介護のみ）。

[見直し後] ※ 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

イ 送迎加算（Ⅰ） 21単位／回

※ 1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合に加算。なお、利用定員が20人未満の事業所にあつては、平均的に定員の100分の50以上が利用している場合に加算する。

ロ 送迎加算（Ⅱ） 10単位／回

※ 1回の送迎につき平均10人以上が利用している（利用定員が20人未満の事業所にあつては、平均的に定員の100分の50以上が利用していること）又は週3回以上の送迎を実施している場合に加算する。

※ 障害支援区分5若しくは障害支援区分6又はこれに準ずる者（一定以上の行動障害を有する者又はたんの吸引等を必要とする者）が100分の60以上いる場合は、更に28単位／回を加算する（生活介護のみ）。

※ 同一敷地内の送迎については、所定単位数の70%を算定する。

(5) 訓練系、就労系サービスにおける医療観察法対象者等の受入れの促進

- 医療観察法対象者や刑務所出所者等（以下「医療観察法対象者等」という。）の社会復帰を促すために、訓練系、就労系サービス（自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）事業所について、精神保健福祉士等を配置又は病院等との連携により、精神保健福祉士等が事業所を訪問して医療観察法対象者等を支援していることを評価する加算を創設する。

《社会生活支援特別加算【新設】》 480単位／日

(6) 福祉・介護職員処遇改善加算の見直し

- 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、要件の一部を満たさない事業者に対し、減算された単位数での加算の取得を認める区分であることや、当該区分の取得率や報酬体系の簡素化の観点を踏まえ、これを廃止する。その際、一定の経過措置期間を設けることとする。
- その間、障害福祉サービス等事業所に対してはその旨の周知を図るとともに、より上位の区分の加算取得について積極的な働きかけを行うこととする。

※ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、別に厚生労働大臣が定める期日（注）までの間に限り算定することとする。

[注] 平成30年度予算案に盛り込まれた「障害福祉サービス等支援体制整備事業」により、加算の新規の取得や、より上位の区分の加算取得に向けて、事業所への専門的な相談員（社会保険労務士など）の派遣をし、個別の助言・指導等を行うとともに、本事業の実施状況等を踏まえ、今後決定。

(7) 身体拘束等の適正化

- 身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合について、基本報酬を減算する。

◀身体拘束廃止未実施減算【新設】▶ 5単位/日

※ 療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設 等

(8) 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し

- 各サービスの経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

(9) 地域区分の見直し

- 障害者サービスに係る地域区分について、現行の国家公務員の地域手当に準拠し、7区分から8区分に見直す。また、その際、類似制度である介護保険サービス（以下「介護」という。以下（8）について同じ。）における地域区分との均衡を考慮し、介護の地域区分の考え方に合わせる。

なお、これらの見直しにあたっては、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、自治体の意見を聴取した上で、平成32年度末まで必要な経過措置を講じる。

- 障害児サービスに係る地域区分についても、障害者サービスと同様に、介護における地域区分との均衡を考慮し、介護の地域区分の考え方に合わせた上で、障害者サービスと同様の経過措置を講じる。

→「地域区分の見直しについて」（別紙5）参照

(10) 公立減算の取扱い

- 公立減算については、施設等の設置者である自治体から補助金や指定管理料等の公費が別途投入されていることと等に鑑み、引き続き維持する。

5. 訪問系サービス

(1) 居宅介護

- ① 同一建物等に居住する利用者等へのサービス提供に対する評価の適正化
- ・ 居宅介護事業所が所在する建物と同一建物等に居住する利用者又は同一建物に居住する一定数以上の利用者に対し、サービスを提供する場合の評価を適正化する。

《同一建物等の利用者等に提供した場合の減算【新設】》

以下のイ又はロの者に居宅介護を行う場合は、所定単位数の10%を減算する。ハの者に居宅介護を行う場合は、所定単位数の15%を減算する。

イ 居宅介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者

ロ 上記以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）

ハ 居宅介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合）

- ② 初任者研修課程修了者のサービス提供責任者に対する評価の適正化
- ・ サービス提供責任者の質の向上を図る観点から、サービス提供責任者の任用要件のうち「居宅介護職員初任者研修の課程を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事した者」をサービス提供責任者として配置している事業所について、基本報酬を減算する。

《初任者研修修了者がサービス提供責任者として配置されている場合の減算【新設】》

居宅介護職員初任者研修課程修了者（介護職員初任者研修課程修了者や旧2級ヘルパーを含む）をサービス提供責任者として配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定単位数の10%を減算する。

- ③ 居宅介護ヘルパーの要件の見直し等
- ・ 介護保険サービスにおける訪問介護の見直しを踏まえ、居宅介護（家事援助及び通院等介助（身体介護を伴わない場合）に限る。）のヘルパーとして、訪問介護における生活援助中心型のサービスに必要な知識等に対応した研修の修了者を定め、当該者が家事援助等を提供した場合の基本報酬は、居宅介護職員初任者研修課程修了者等が提供した場合と同様とする。

④ 福祉専門職員等連携加算の要件の見直し

- ・ 精神障害者に対してより高度で専門的な支援を行うために、公認心理師と連携した場合を新たに福祉専門職員等連携加算における有資格者として評価する。

《福祉専門職員等連携加算の要件の見直し》

[現 行]

福祉専門職員等連携加算 564単位/日

- ※ 利用者に対して、居宅介護事業所のサービス提供責任者が、サービス事業所、指定障害者支援施設、医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士その他の国家資格を有する者（作業療法士、言語聴覚士、看護師、保健師等）に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合であって、当該社会福祉士等と連携し、当該居宅介護計画に基づく居宅介護を行ったときは、初回の居宅介護が行われた日から起算して90日の間、3回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。

[見直し後]

福祉専門職員等連携加算 564単位/日

- ※ 利用者に対して、居宅介護事業所のサービス提供責任者が、サービス事業所、指定障害者支援施設、医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、理学療法士その他の国家資格を有する者（作業療法士、言語聴覚士、看護師、保健師等）に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合であって、当該社会福祉士等と連携し、当該居宅介護計画に基づく居宅介護を行ったときは、初回の居宅介護が行われた日から起算して90日の間、3回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。

(2) 重度訪問介護

① 病院等に入院中の支援の評価

- ・ 障害支援区分6の利用者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所（以下「病院等」という。）への入院（入所を含む。以下①について同じ。）中にコミュニケーション支援等を提供することを評価する。

《入院中の支援の基本報酬【新設】》

入院中以外の基本報酬と同様とする。

	入院中以外	入院中
所要時間1時間未満の場合	184単位	184単位
所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	274単位	274単位

※ 他の時間の単位も同様。

《入院中の支援の加算・減算【新設】》

以下を除き、入院中以外と同様とする。

- イ 喀痰吸引等支援体制加算の算定は不可。
- ロ 90日以降の利用は所定単位数の20%を減算する。

② 意思疎通が困難な利用者等への同行支援の評価

- ・ 障害支援区分6の利用者に対して、重度訪問介護事業所が新規に採用した従業者により支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行うことを評価する。

《2人の重度訪問介護ヘルパーにより行った場合の加算の見直し》

[現 行]

- イ 障害者等の身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等であって、同時に2人のヘルパーが1人の利用者に対して重度訪問介護を行った場合に、それぞれのヘルパーが行う重度訪問介護につき所定単位数を算定する。

[見直し後]

- イ 障害者等の身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等であって、同時に2人のヘルパーが1人の利用者に対して重度訪問介護を行った場合に、それぞれのヘルパーが行う重度訪問介護につき所定単位数を算定する。
- ロ 障害支援区分6の利用者に対し、重度訪問介護事業所が新規に採用したヘルパーにより支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練したヘルパーが同行して支援を行った場合に、それぞれのヘルパーが行う重度訪問介護につき、所定単位数の100分の85を算定する（算定開始から120時間に限る。）。

③ 外出時における支援の見直し

- ・ 障害福祉サービスは、個々の障害者等のニーズ等を勘案して支給決定を行うものであり、1日を超える用務における支援の要否も含めて、市町村が支給決定を行うことから、外出時の支援を「原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。」とする規定を廃止する（同行援護及び行動援護についても同様）。

(3) 同行援護

① 基本報酬の見直し

- ・ 同行援護は、外出する際に必要な援助を行うことを基本とすることから、「身体介護を伴う」と「身体介護を伴わない」の分類を廃止し、基本報酬を一本化する。なお、対象者の要件は、現行の「身体介護を伴わない」の対象者の要件とする。
- ・ ただし、現に利用している者に支援を行った場合は、支給決定の有効期間に限り改定前の報酬を算定することができることとする。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

② 盲ろう者等への支援の評価

- ・ 盲ろう者や、重度の障害者への支援を評価する加算を創設する。

《盲ろう者向け通訳・介助員が盲ろう者を支援した場合の加算【新設】》

盲ろう者向け通訳・介助員（地域生活支援事業における盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業において、盲ろう者の支援に従事する者をいう。以下同じ。）が、盲ろう者（同行援護の対象者要件を満たし、かつ、聴覚障害6級に該当する者）を支援した場合は、100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算する。

《障害支援区分4以上の者を支援した場合の加算【新設】》

障害支援区分4以上の者を支援した場合は、100分の40に相当する単位数を所定単位数に加算する。

《障害支援区分3の者を支援した場合の加算【新設】》

障害支援区分3の者を支援した場合は、100分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

③ 同行援護ヘルパー及びサービス提供責任者の要件の見直し等

- ・ 同行援護のヘルパー及びサービス提供責任者の要件のうち、同行援護従業者養成研修を修了したものと見なす経過措置について、研修修了者の養成状況等を踏まえ廃止する。
- ・ 盲ろう者が同行援護を利用しやすくなるよう、平成33（2021）年3月31日までの暫定的な措置として、盲ろう者向け通訳・介助員は、同行援護従業者養成研修を修了したものとみなす。なお、本取扱いによるヘルパーが行う同行援護は、所定単位数を減算する。

《同行援護ヘルパーの要件の見直し》

[現 行]

- イ 同行援護従業者養成研修一般課程を修了した者（居宅介護職員初任者研修課程修了者等については、平成30年3月31日までの間は、同研修を修了したものとみなす。）
- ロ 居宅介護職員初任者研修課程修了者等であって、視覚障害者等の福祉に関する事業に1年以上従事した経験を有するもの
- ハ 国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等

[見直し後]

- イ 同行援護従業者養成研修一般課程を修了した者（盲ろう者向け通訳・介助員については、平成33（2021）年3月31日までの間は、同研修を修了したものとみなす。）
- ロ 居宅介護職員初任者研修課程修了者等であって、視覚障害者等の福祉に関する事業に1年以上従事した経験を有するもの
- ハ 国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等

《上記見直し後の括弧書きにより、盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護を提供した場合の減算【新設】》

上記見直し後の括弧書きの取扱いにより、同行援護従業者養成研修修了者とみなされた盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護を提供した場合は、所定単位数の10%を減算する。

《同行援護のサービス提供責任者の要件の見直し》

[現 行]

- イ 以下の（1）又は（2）の要件を満たすものであって（3）の要件を満たすもの
 - （1）居宅介護職員初任者研修を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者等
 - （2）平成23年9月30日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に3年以上従事したもの（平成30年3月31日までの暫定的な取扱い。）
 - （3）同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者（居宅介護職員初任者研修課程修了者等については、平成30年3月31日までの間においては、当該研修課程を修了したものとみなす。）
- ロ 国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等

[見直し後]

- イ 以下の（１）及び（２）の要件を満たすもの
 - （１）居宅介護職員初任者研修を修了した者であって３年以上介護等の業務に従事した者等
 - （２）同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者
- ロ 国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等

（４）行動援護

- ① 支援計画シート等が未作成の場合の減算に係る経過措置の廃止
 - ・ 支援計画シート等を未作成の場合の減算について、未作成であっても減算されない経過措置を廃止する。

《支援計画シート等が未作成の場合の減算の見直し》

[現 行]

「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」が作成されていない場合、所定単位数の５％を減算する。ただし、平成30年3月31日までの間は支援計画シート等を作成していない場合であっても、所定単位数を算定する。

[見直し後]

「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」が作成されていない場合、所定単位数の５％を減算する。

- ② 行動援護ヘルパー及びサービス提供責任者の要件の経過措置の延長
 - ・ 行動援護のヘルパー及びサービス提供責任者の要件のうち、行動援護従業者養成研修を修了したものと見なす経過措置について、研修修了者の養成状況等を踏まえ、平成33（2021）年3月31日まで延長する。

（５）重度障害者等包括支援

① 基本報酬の見直し

- ・ 短期入所及び共同生活援助の報酬の見直しに伴い、重度障害者等包括支援の中で提供する短期入所及び共同生活援助の報酬を見直す。
- ・ 他の障害福祉サービスの報酬算定の考え方を踏まえ、以下の報酬算定の取扱いを廃止する。
 - イ 提供したサービスの実績単位数が支給決定単位数の100分の95を超える場合 支給決定単位数とする。
 - ロ 提供したサービスの実績単位数が支給決定単位数の100分の95を超えない場合 実績単位数の95分の100を乗じて得た単位数とする。

- ・ 重度障害者等包括支援の中で提供する障害福祉サービスに、自立生活援助及び就労定着支援を追加する。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

② 加算の見直し

- ・ 重度障害者等包括支援の中で短期入所又は共同生活援助を提供した場合、個別に短期入所又は共同生活援助を提供したときに算定できる加算の一部を算定できることとする。

《算定できる加算の見直し》

重度障害者等包括支援としてサービスを提供したときに算定できる加算は以下のとおりとする。なお、算定要件は基本的には各サービスの要件のとおりとする。

[現 行]

- ・ 早朝、夜間、深夜に支援した場合の加算（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「生活介護等」という。）において算定可能）
- ・ 特別地域加算（生活介護等において算定可能）
- ・ 喀痰吸引等支援体制加算（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護（以下「居宅介護等」という。）において算定可能）
- ・ 利用者負担が「一般1世帯」以下の者に支援した場合の加算（短期入所において算定可能）
- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算
- ・ 福祉・介護職員処遇改善特別加算

[見直し後]

- ・ 2人の従業者による場合（居宅介護等において算定可能）
- ・ 早朝、夜間、深夜に支援した場合の加算（生活介護等、自立生活援助又は就労定着支援において算定可能）
- ・ 特別地域加算（生活介護等、自立生活援助又は就労定着支援において算定可能）
- ・ 喀痰吸引等支援体制加算（居宅介護等において算定可能）
- ・ 利用者負担が「一般1世帯」以下の者に支援した場合の加算（短期入所において算定可能）
- ・ 医療連携体制加算（短期入所又は共同生活援助において算定可能）
- ・ 地域生活移行個別支援特別加算（共同生活援助において算定可能）
- ・ 精神障害者地域移行特別加算（共同生活援助において算定可能）
- ・ 強度行動障害者地域移行特別加算（共同生活援助において算定可能）
- ・ 送迎加算（短期入所において算定可能）

- ・ 初回加算
- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算
- ・ 福祉・介護職員処遇改善特別加算

③ サービス提供責任者の要件の緩和

- ・ 相談支援事業所の相談支援専門員との兼任を可能とするため、サービス提供責任者の専任要件を廃止する。

《サービス提供責任者の配置基準の見直し》

[現 行]

サービス提供責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

[見直し後]

サービス提供責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

④ 重度障害者等包括支援サービス利用計画の作成に係る見直し

- ・ 障害福祉サービス間の総合的なマネジメントは計画相談支援が担うことから、重度障害者等包括支援サービス利用計画は、居宅介護計画等や個別支援計画と同様の位置付けとすることとし、名称、内容及び作成過程を見直す。

《重度障害者等包括支援サービス利用計画の作成に係る運営基準の見直し》

[現 行]

- ・ 名 称：重度障害者等包括支援サービス利用計画
- ・ 内 容：具体的なサービスの内容等
- ・ 作成過程：サービス利用計画の原案に位置づけた障害福祉サービスの担当者を招集して行う「サービス担当者会議」を開催する。

[見直し後]

- ・ 名 称：重度障害者等包括支援計画
- ・ 内 容：具体的なサービスの内容等（利用者の状態等により発生するニーズに応じて柔軟な支援の具体的な提供体制や提供方法等を含む。）
- ・ 作成過程：重度障害者等包括支援としての「サービス担当者会議」の開催は任意とする。
- ・ そ の 他：原則、作成はサービス等利用計画を作成した者と同一の者であってはならない。

6. 日中活動系サービス

(1) 生活介護

① 常勤看護職員等配置加算の拡充

- ・ 医療的ケアを必要とする利用者に対しサービス提供体制の充実を図るため、常勤看護職員等配置加算に、看護職員を複数配置し、別表（128頁参照）の判定スコアの各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者を1名以上受け入れている事業所を評価する新たな区分を創設する。

《常勤看護職員等配置加算の拡充》

[現 行]

常勤看護職員等配置加算

※ 看護職員が常勤換算で1人以上配置されている場合。

(1) 利用定員が20人以下	28単位/日
(2) 利用定員が21人以上40人以下	19単位/日
(3) 利用定員が41人以上60人以下	11単位/日
(4) 利用定員が61人以上80人以下	8単位/日
(5) 利用定員が81人以上	6単位/日

[見直し後]

イ 常勤看護職員等配置加算（Ⅰ）

※ 看護職員が常勤換算で1人以上配置されている場合。

(1) 利用定員が20人以下	28単位/日
(2) 利用定員が21人以上40人以下	19単位/日
(3) 利用定員が41人以上60人以下	11単位/日
(4) 利用定員が61人以上80人以下	8単位/日
(5) 利用定員が81人以上	6単位/日

ロ 常勤看護職員等配置加算（Ⅱ）

※ 看護職員が常勤換算で2人以上配置されている場合。

(1) 利用定員が20人以下	56単位/日
(2) 利用定員が21人以上40人以下	38単位/日
(3) 利用定員が41人以上60人以下	22単位/日
(4) 利用定員が61人以上80人以下	16単位/日
(5) 利用定員が81人以上	12単位/日

② 開所時間減算の見直し

- ・ 極端な開所時間の実態を踏まえ、開所時間減算の減算幅を見直す。
- ・ また、利用時間が5時間未満（送迎のみを行う時間は含まない。）の利用者の割合が、利用者全体の50%以上の場合について基本報酬を減算する（短時間利用減算の創設）。なお、送迎に長時間を要する利用者等については、利用時間が5時間未満の利用者の割合の算定から除く。

《開所時間減算の見直し》

[現 行]

開所時間減算

※ 運営規程に定められている営業時間（送迎のみを行う時間は含まない。）が6時間未満の場合

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| (1) 開所時間 4 時間未満 | 所定単位数の <u>70%</u> を算定 |
| (2) 開所時間 4 時間以上 6 時間未満 | 所定単位数の <u>85%</u> を算定 |

[見直し後]

開所時間減算

※ 運営規程に定められている営業時間（送迎のみを行う時間は含まない。）が6時間未満の場合

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| (1) 開所時間 4 時間未満 | 所定単位数の <u>50%</u> を算定 |
| (2) 開所時間 4 時間以上 6 時間未満 | 所定単位数の <u>70%</u> を算定 |

短時間利用減算【新設】 所定単位数の70%を算定

※ 利用時間が5時間未満（送迎のみを行う時間は含まない）の利用者の割合が事業所の全利用者の50%以上の場合

※ 送迎に長時間を要する利用者等については、利用時間が5時間未満の利用者の割合の算定から除く

③ リハビリテーション加算の見直し

- ・ 頸髄損傷による四肢の麻痺等の状態にある者に対する訓練について、訓練に要する業務量を評価し、リハビリテーション加算を拡充する。

《リハビリテーション加算の拡充》

[現 行]

リハビリテーション加算 20単位／日

[見直し後]

<u>イ</u> リハビリテーション加算（Ⅰ）	<u>48単位／日</u>
<u>ロ</u> リハビリテーション加算（Ⅱ）	<u>20単位／日</u>

④ 一般就労移行後の定着実績の評価

- ・ 生活介護の利用を経て一般就労した障害者に対しても、就職後6月以上、職場への定着支援を行う努力義務を新たに規定するため、就労後、6月以上就労継続している者がいる場合の定着実績を評価するための加算を創設する。

《就労移行支援体制加算【新設】》

イ	利用定員が20人以下	42単位／日
ロ	利用定員が21人以上40人以下	18単位／日
ハ	利用定員が41人以上60人以下	10単位／日
ニ	利用定員が61人以上80人以下	7単位／日
ホ	利用定員が81人以上	6単位／日

(2) 短期入所

① 福祉型短期入所における福祉型強化短期入所サービス費の創設等

- ・ 医療的ケアが必要な障害児者の受入れを積極的に支援するため、短期入所の新たな報酬区分として、「福祉型強化短期入所サービス費」を創設する。
- ・ 福祉型強化短期入所サービス費の人員配置基準については、以下の取扱いとする。
 - ア 併設型や空床型については、現行の取扱いと同様に、本体施設の配置基準に準じることとし、医療的ケアが必要な障害児者を受け入れる場合については、看護職員を常勤で1人以上配置する。
 - イ 単独型については、現行の区分に加えて、看護職員を常勤で1人以上配置する。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

- ・ また、別表（128頁参照）の判定スコアの各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者を1名以上受け入れる場合や重度な障害児者を利用者全体の50%以上受け入れる場合について、支援に係る負担を評価する加算を創設する。
 - なお、受入れの体制を強化する場合の評価として、常勤看護職員等配置加算を創設する。

《医療的ケア対応支援加算【新設】》 120単位／日

《重度児者対応支援加算【新設】》 30単位／日

《常勤看護職員等配置加算【新設】》

イ	利用定員が6人以下	10単位／日
ロ	利用定員が7人以上12人以下	8単位／日
ハ	利用定員が13人以上17人以下	6単位／日
ニ	利用定員が18人以上	4単位／日

- ② 看護職員による訪問の評価の充実、医療的ケア児者への支援の充実
- ・ 福祉型短期入所について、精神障害者の地域生活の支援と家族支援の観点から医療との連携を強化するため、医療連携体制加算に、日常的な健康管理、医療ニーズへの適切な対応がとれる等の体制を評価する区分を創設する。
 - ・ 医療連携体制加算については、更に長時間支援を評価する区分を創設する。

《医療連携体制加算の拡充》

[現 行]

イ	医療連携体制加算（Ⅰ）	600単位／日（利用者1人）
ロ	医療連携体制加算（Ⅱ）	300単位／日（利用者2人以上8人以下）
ハ	医療連携体制加算（Ⅲ）	500単位／日
ニ	医療連携体制加算（Ⅳ）	100単位／日

[見直し後]

イ	医療連携体制加算（Ⅰ）	600単位／日（利用者1人）
ロ	医療連携体制加算（Ⅱ）	300単位／日（利用者2人以上8人以下）
ハ	医療連携体制加算（Ⅲ）	500単位／日
ニ	医療連携体制加算（Ⅳ）	100単位／日
ホ	医療連携体制加算（Ⅴ）	39単位／日
ヘ	医療連携体制加算（Ⅵ）	1,000単位／日（利用者1人）
ト	医療連携体制加算（Ⅶ）	500単位／日（利用者2人以上8人以下）

※ 既存の（Ⅰ）又は（Ⅱ）については、4時間未満の支援の場合適用し、4時間を超えて支援を行う場合は、（Ⅵ）又は（Ⅶ）を適用する。ただし、看護職員加配加算を算定している場合は、医療連携体制加算は算定不可。

- ③ 運営方法やサービス提供規模の適正化
- ・ 「福祉型強化短期入所サービス費」の創設に当たり、一定の定員規模以上や、複数設置の場合、また、同一法人の複数事業所間における同じ利用者への短期入所の提供については、減算又は制限する。

《大規模減算【新設】》

所定単位数の90%を算定
※ 単独型で20床以上の場合

- ④ 長期（連続）利用日数の上限設定
- ・ 長期（連続）利用日数については、介護保険サービスの短期入所生活介護と同様に、30日までを限度とする。ただし、現在利用している者については、1年間の猶予期間を設ける。
 - ・ なお、連続して30日利用した後、1日以上利用しない期間があれば、再度連続した30日以内の利用は可能とするが、短期利用加算は年間利用日数の初期の30日のみ算定を認める。
- ⑤ 年間利用日数の適正化
- ・ 年間利用日数については、1年の半分（180日）を目安にすることを計画相談支援の指定基準に位置付ける。
 - ・ ただし、④、⑤の長期（連続）利用日数や年間利用日数について、例えば、「介護者が急病や事故により、長期間入院することとなった場合」等のやむを得ない事情がある場合においては、自治体の判断に応じて、例外的にこれらの日数を超えることを認めても差し支えないこととする。

7. 施設系・居住系サービス

(1) 施設入所支援

① 夜勤職員配置の評価の見直し

- ・ 夜間業務については、利用者の重度化・高齢化に伴う業務負担の増加や日中業務とは異なる負担感や勤務体制であることを踏まえ、夜間支援体制をより適切に評価するため、夜勤職員配置体制加算の単位数を引き上げる。

《夜勤職員配置体制加算の見直し》

[現 行]

(1) 利用定員が21人以上40人以下	<u>49単位/日</u>
(2) 利用定員が41人以上60人以下	<u>41単位/日</u>
(3) 利用定員が61人以上	<u>36単位/日</u>

[見直し後]

(1) 利用定員が21人以上40人以下	<u>60単位/日</u>
(2) 利用定員が41人以上60人以下	<u>48単位/日</u>
(3) 利用定員が61人以上	<u>39単位/日</u>

- ② 重度障害者支援加算（Ⅱ）に係る算定要件の経過措置の延長
 - ・ 平成27年3月31日において従来の重度障害者支援加算（Ⅱ）を算定していた事業所については、平成30年3月31日までの間は、強度行動障害支援者養成研修の研修受講計画を作成することで足りるものとする経過措置を設けているが、当該研修の受講状況等を踏まえて当該経過措置を平成31年3月31日まで延長する。
- ③ 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の廃止に伴う報酬上の措置
 - ・ 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の廃止に伴う報酬上の措置については、経営実態調査の結果等を踏まえ、報酬上の見直しは行わない。

（2）共同生活援助

- ① 基本報酬の見直し
 - ・ 非該当・区分1の利用者については今後も利用対象とするとともに、より重度の障害者に対する支援を充実させるため、報酬の重点化を図る観点から基本報酬を見直す。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

- ② 重度の障害者への支援を可能とする新たなタイプの創設（日中サービス支援型）
 - ・ 障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として、「日中サービス支援型共同生活援助」（以下「日中サービス支援型」という。）を創設する。
 - ・ 日中サービス支援型の報酬については、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することを基本とする。
なお、利用者が他の日中活動サービスを利用することを妨げることがないような仕組みとする。
また、従来の共同生活援助よりも手厚い世話人の配置とするため、最低基準の5：1をベースに、4：1及び3：1の基本報酬を設定する。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

- ・ 日中サービス支援型の夜間支援については、夜勤職員の配置を基本報酬において評価するが、夜勤職員を加配する場合は、更に一定単位数を加算する。

《夜勤職員加配加算【新設】》

149単位／日

- ・ 日中サービス支援型は1つの建物への入居を合計20人まで認めることから、共同生活住居の規模が一定以上の場合に適用される大規模住居等減算について、「入居定員が8名以上」の場合は適用しない。
- ・ 従来の共同生活援助で規定される加算等については、日中サービス支援型の趣旨を踏まえ適用する。

③ 看護職員の配置の評価

- ・ 共同生活援助事業所の職務に従事する看護職員を常勤換算で1名以上配置している体制を評価する加算を創設する。
なお、医療連携体制加算との併給については、医療連携体制加算(Ⅳ)のみ認める。

《看護職員配置加算【新設】》

70単位／日

④ 精神科病院に1年以上入院していた精神障害者への支援の評価

- ・ 精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施することを評価する加算を創設する。また、地域移行先の一つである宿泊型自立訓練についても、加算を創設する。

《精神障害者地域移行特別加算【新設】》

300単位／日（1年以内）

⑤ 障害児者支援施設に1年以上入所していた強度行動障害者への支援の評価

- ・ 障害児者支援施設に1年以上入所していた強度行動障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を、強度行動障害支援者養成研修修了者等が実施することを評価する加算を創設する。
また、地域移行先の一つである宿泊型自立訓練についても、加算を創設する。

《強度行動障害者地域移行特別加算【新設】》

300単位／日（1年以内）

⑥ 自立生活支援加算の見直し

- 退居後の相談支援等を評価する自立生活支援加算については、入居中に1回、退居後に1回算定可能であるが、地域生活への移行を促進する観点から、入居中に算定することができる回数を2回に拡充する。

また、同様の内容である地域移行加算（療養介護、施設入所支援、宿泊型自立訓練、障害児入所支援）についても、回数を拡充する。

《自立生活支援加算・地域移行加算の見直し》

[現 行]	入居(入所)中1回、退居(退所)後1回	1回	500単位
[見直し後]	入居(入所)中2回、退居(退所)後1回	1回	500単位

⑦ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の延長（介護サービス包括型、日中サービス支援型）

- 平成30年3月31日までとされている重度の障害者に係る利用者ごとの個人単位での居宅介護等の利用について、当該経過措置を平成33（2021）年3月31日まで延長する。

また、新たな類型である日中サービス支援型についても、当該経過措置の対象とする。

8. 訓練系サービス

(1) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

① 対象者の見直し

- 障害福祉サービス等は3障害共通が原則であるが、自立訓練は障害種別によって利用できるサービスに制限がある。このため訓練の対象者を限定している施行規則（機能訓練：身体障害者、生活訓練：知的障害者・精神障害者）を改正し、両訓練ともに障害の区別なく利用可能とするとともに、視覚障害者に対する歩行訓練等を生活訓練としても実施出来るよう見直す。

《生活訓練サービス費の見直し》

[現 行]		
	生活訓練サービス費（Ⅱ）	
	（1）所要時間1時間未満	245単位／日
	（2）所要時間1時間以上	564単位／日
[見直し後]		
	生活訓練サービス費（Ⅱ）	
	（1）所要時間1時間未満	248単位／日
	（2）所要時間1時間以上	570単位／日

(3) 視覚障害者に対する専門的訓練 732単位/日

※ 生活訓練における居宅を訪問して訓練を行う場合の「訪問を開始した日から起算して180日間ごとに50回を限度とする」旨の基準については、廃止する。

② リハビリテーション加算の見直し（機能訓練）

- ・ 頸髄損傷による四肢の麻痺等の状態にある者に対する訓練について、訓練に要する業務量を評価し、リハビリテーション加算を拡充する。

《リハビリテーション加算の拡充》

[現 行]

リハビリテーション加算 20単位/日

[見直し後]

イ リハビリテーション加算（Ⅰ） 48単位/日

ロ リハビリテーション加算（Ⅱ） 20単位/日

③ 利用者の障害特性等に応じた訓練の評価（生活訓練）

- ・ 利用者の障害特性や生活環境等に応じて社会福祉士や精神保健福祉士等が作成する個別計画に基づく訓練の実施や、訓練実施による生活能力の維持・向上の評価及び個別計画の見直しを毎月実施すること等を評価するための加算を創設する。

《個別計画訓練支援加算【新設】》 19単位/日

④ 中山間地域等の居宅を訪問する際のコストの評価（機能訓練・生活訓練）

- ・ 中山間地域等に居住する利用者の居宅訪問については、移動コストを勘案することとし、特別地域加算を創設する。

《特別地域加算【新設】》 +15/100

⑤ 一般就労移行後の定着実績の評価（機能訓練・生活訓練）

- ・ 自立訓練の利用を経て一般就労した障害者に対しても、就職後6月以上、職場への定着支援を行う努力義務を新たに規定するため、就労後、6月以上就労継続している者がいる場合の定着実績を評価するための加算を創設する。

《就労移行支援体制加算【新設】》

(機能訓練の場合)

イ	利用定員が20人以下	57単位/日
ロ	利用定員が21人以上40人以下	25単位/日
ハ	利用定員が41人以上60人以下	14単位/日
ニ	利用定員が61人以上80人以下	10単位/日
ホ	利用定員が81人以上	7単位/日

(生活訓練の場合)

イ	利用定員が20人以下	54単位/日
ロ	利用定員が21人以上40人以下	24単位/日
ハ	利用定員が41人以上60人以下	13単位/日
ニ	利用定員が61人以上80人以下	9単位/日
ホ	利用定員が81人以上	7単位/日

9. 就労系サービス

(1) 就労系サービスにおける共通的事項（就労移行支援及び就労継続支援）

① 施設外就労に係る加算の要件緩和

- ・ 企業から請け負った作業を当該企業内等で行う支援（以下「施設外就労」という。）については、月の利用日数のうち最低2日は、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うことを要件としているが、就労能力や工賃・賃金の向上及び一般就労への移行をより促進するため、達成度の評価等を施設外就労先で行うことを可能とする。

また、施設外就労の総数について、利用定員の100分の70以下とする要件を廃止する。

《就労準備支援体制加算（Ⅱ）及び施設外就労加算の見直し》

[現 行]

1月の利用日数から事業所内における必要な支援等を行うための2日を除く日数を限度として、企業及び官公庁等で作業を行った場合に、施設外就労利用者の人数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

[見直し後]

企業及び官公庁等で作業を行った場合に、施設外就労利用者の人数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

② 在宅利用時の生活支援サービスの評価

- ・ 就労移行支援又は就労継続支援において、通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者（以下「在宅利用者」という。）に対して、一定の要件を満たした上で、支援を提供した場合に基本報酬の算定が可能となっているが、同一時間帯において生活支援に関する訪問系サービスを利用できないため、在宅利用が促進されない可能性があることから、在宅利用を促進するための加算を創設する。

《在宅時生活支援サービス加算【新設】》

300単位／日

在宅利用者が就労移行支援又は就労継続支援を受けている同一時間帯に生活支援に関する支援が必要であり、生活支援に関する支援を当該サービス提供事業所の負担において提供した場合に、1日につき所定単位数を加算する。

③ 離島等における在宅利用時の要件の緩和

- ・ 在宅利用者については、月に1日は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うことを要件として基本報酬が算定されるが、離島等においては、利用者が事業所に通所することが困難であるため、要件を緩和する。

《離島等における在宅利用時の要件の緩和》

[現 行]

在宅利用者に対しては、以下を満たす場合に、基本報酬の算定を可能とする。

- ・ 事業所職員による訪問又は利用者による通所により評価等を1週間につき1回は行うこと。
- ・ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所に通所し、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

[見直し後]

離島等に居住している在宅利用者に対しては、以下を満たす場合に、基本報酬の算定を可能とする。

- ・ 事業所職員による訪問、利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により評価等を1週間につき1回は行うこと。
- ・ 原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は利用者による通所により、訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

④ 利益供与等の禁止の強化

- ・ 就労系サービスについては、利用者確保のため、「利用者が友人を紹介すると、紹介した者と紹介された者に金品を授与している事業所」、「企業に就職すると利用者に祝い金を出す事業所」、「就労継続支援A型事業所に雇用され6月以上働く場合に祝い金を出す事業所」、「就職斡旋した事業所に対し金品の授与を行っている事業所」があると指摘されている。

障害福祉サービスは、障害者が自立した生活を営めるよう、その大部分が公費負担によって行われているものであるため、どの事業者を選ぶか

は、あくまでも各事業者のサービス内容や質に基づき、障害者が自発的に判断すべきである。こうした意思決定を歪めるような誘因手法は望ましくないことから、金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行為を禁止することを指定基準の解釈通知に規定する。

(2) 就労移行支援

① 一般就労移行後の定着実績に応じた基本報酬の評価

- ・ 利用者の意向及び適性に応じた一般就労への移行を推進するため、一般就労への移行実績だけでなく、就職後6か月以上定着したことをもって実績として評価し、就職後6か月以上定着した者の割合に応じた基本報酬を設定する。

また、定着実績に応じた基本報酬を設定することから、一般就労への移行実績が過去2年間ない場合並びに就労定着者数が過去3年間及び過去4年間ない場合の減算については廃止する。

- ・ なお、事業所開設後2年間を経過していない事業所については、現行と同様の基本報酬（別紙1の就労移行支援サービス費のそれぞれ(三)の単位数）を算定する。
- ・ また、就労定着支援体制加算については、就労定着支援が新たに創設されることに伴い廃止する。ただし、平成30年4月から就労定着支援を利用する障害者は、既に通常の事業所に雇用されていることから、新サービスである就労定着支援の説明等や新たな支給決定事務も生じるため、平成30年9月30日までは、就労定着支援サービス費の算定に代えて、就労定着支援体制加算を算定することも可能とする。
- ・ この場合の単位数は、就労移行支援の基本報酬について就職後6か月以上の就労定着者の割合に応じた設定とすること及び速やかな就労定着支援サービスへの移行を促進する観点から、現行の単位数の2分の1にする。

→ 「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

② 作業療法士を配置した場合の評価

- ・ 作業療法士を配置している就労移行支援事業所においては、作業療法士を配置していない事業所と比べて、一般就労への移行実績や職場定着の実績が高いことから、新たに福祉専門職員配置等加算における有資格者として評価する。

《福祉専門職員配置等加算の要件の見直し》

[現 行]

- イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 15単位/日
 - ※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の35以上ある場合に加算する。
- ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 10単位/日
 - ※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上ある場合に加算する。

[見直し後]

- イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 15単位/日
 - ※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上ある場合に加算する。
- ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 10単位/日
 - ※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上ある場合に加算する。

[注] 公認心理師の資格を有する場合の更なる評価については、4（2）福祉専門職員配置等加算の要件の見直しを参照。

③ 通勤訓練を実施した場合の評価

- ・ 就労移行支援は通勤も含めた訓練を行うが、外部から専門職を招いて、通勤訓練のノウハウのない視覚障害者に対し、白杖による歩行訓練を実施することを評価する加算を創設する。

《通勤訓練加算【新設】》 800単位/日

外部から専門職員を招いて、利用者に対し白杖による通勤訓練を実施した場合に加算する。

④ 就労支援関係研修修了加算の評価の見直し

- ・ 就労支援関係研修修了加算については、半数程度の就労移行支援事業所で算定されている実績があること及び有資格者の配置に係る福祉専門職員配置等加算とのバランスを踏まえて、単位数を見直す。

《就労支援関係研修修了加算の見直し》

[現 行]

研修修了者を就労支援員として配置している場合 11単位/日

[見直し後]

研修修了者を就労支援員として配置している場合 6単位/日

⑤ サービス利用に係る年齢制限の緩和

- ・ 就労移行支援は就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものに対してサービスを提供するものであるが、利用開始時65歳未満の障害者は、引き続き利用することを可能とする。

(3) 就労継続支援A型

① 平均労働時間に応じた基本報酬の評価

- ・ 就労継続支援A型は雇用契約を締結し、最低賃金を支払う障害福祉サービスであることから、労働時間の増加は利用者の賃金増加に繋がることや、労働時間が長いほど、利用者に対する事業所としての支援コストが掛かることから、利用者の1日当たりの平均労働時間に応じた基本報酬とする。

また、平均労働時間に応じた基本報酬を設定することから、短時間利用減算については、廃止する。

※ 1日当たりの平均労働時間を算出するに当たり、サービス利用開始時には予見できない事由により、労働時間が短時間になってしまった場合について、平均労働時間の算出から除外する。

- ・ なお、実績が出せない事業所の安易な事業参入を防止するため、開設後1年間を経過していない事業所については、現行より低い基本報酬(別紙1の就労継続支援A型サービス費のそれぞれ(五)の単位数)を算定する。

※ 基本報酬の区分は前年度の実績により決定するが、新規事業所については開設後6か月間の実績をもって基本報酬区分の変更を認める。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」(別紙1)参照

② 賃金向上のための取組の評価

- ・ 賃金向上のためには、生産活動収入の向上に資する販路の拡大、付加価値のある商品の開発等に加え、利用者の労働時間を増加させつつ相応の生産活動を行うことが求められる。このため、賃金向上計画等を作成

するとともに、利用者のキャリアアップの仕組みを導入した上で、賃金向上のための指導員を常勤換算方法で1以上配置している事業所を評価する加算を創設する。

《賃金向上達成指導員配置加算【新設】》

イ	利用定員が20人以下	70単位/日
ロ	利用定員が21人以上40人以下	43単位/日
ハ	利用定員が41人以上60人以下	26単位/日
ニ	利用定員が61人以上80人以下	19単位/日
ホ	利用定員が81人以上	15単位/日

※ 生産活動収入を増やすための販路拡大、商品開発、労働時間の増加等の賃金向上を図るための賃金向上計画（又は経営改善計画）を作成するとともに、利用者のキャリアアップの仕組みを導入し、当該計画の達成に向けて取り組む賃金向上達成指導員を常勤換算方法で1以上配置した場合、定員規模に応じてそれぞれの所定単位数を加算する。

③ 就労移行支援体制加算の評価の見直し

- ・ 就労継続支援A型の利用を継続することによって、利用者の知識や能力が向上し、一般就労へ移行する者もいることから、より一般就労への移行と定着を推進するため、就労移行支援体制加算の評価を見直す。

《就労移行支援体制加算の見直し》

[現 行] 26単位/日

※ 就労継続支援A型を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が、利用定員の5%を超えている場合に加算する。

[見直し後]

(1) 就労継続支援A型サービス費（Ⅰ）を算定している事業所の場合

イ	利用定員が20人以下	42単位/日
ロ	利用定員が21人以上40人以下	18単位/日
ハ	利用定員が41人以上60人以下	10単位/日
ニ	利用定員が61人以上80人以下	7単位/日
ホ	利用定員が81人以上	6単位/日

(2) 就労継続支援A型サービス費（Ⅱ）を算定している事業所の場合

イ	利用定員が20人以下	39単位/日
ロ	利用定員が21人以上40人以下	17単位/日
ハ	利用定員が41人以上60人以下	9単位/日
ニ	利用定員が61人以上80人以下	7単位/日
ホ	利用定員が81人以上	5単位/日

※ 就労継続支援A型を受けた後就労し、6月以上就労継続している者がいる場合、定員規模に応じた所定単位数に6月以上就労継続している者の数を乗じて得た単位数を加算する（前年度実績に応じて1年間加算する。）。

④ サービス利用に係る年齢制限の緩和

- ・ 就労継続支援A型は、通常の事業所に雇用されることが困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能である65歳未満の障害者に対してサービスを提供するものであるが、利用開始時65歳未満の障害者は、引き続き利用することを可能とする。

(4) 就労継続支援B型

① 平均工賃額に応じた基本報酬の評価

- ・ 就労継続支援B型は、障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、利用者に支払う工賃の水準が向上するために必要な支援を行うことが重要であることから、事業所が障害者に支払う平均工賃月額に応じた基本報酬とする。

また、平均工賃額に応じた基本報酬を設定することから、目標工賃達成加算については、廃止する。

※ 1月当たりの平均工賃額を算出するに当たり、障害基礎年金1級受給者が利用者数の半数以上いる場合については、平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬評価上の事業所の平均工賃月額とする。

- ・ なお、実績が出せない事業所の安易な事業参入を防止するため、開設後1年間を経過していない事業所については、現行より低い基本報酬（別紙1の就労継続支援B型サービス費のそれぞれ(六)の単位数）を算定する。

※ 基本報酬の区分は前年度の実績により決定するが、新規事業所については開設後6か月間の実績をもって基本報酬区分の変更を認める。

→ 「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

② 就労移行支援体制加算の評価の見直し

- ・ 就労継続支援B型の利用を継続することによって、利用者の知識や能力が向上し、一般就労へ移行する者もいることから、より一般就労への移行と定着を推進するため、就労移行支援体制加算の評価を見直す。

《就労移行支援体制加算の見直し》

[現 行] 13単位/日

※ 就労継続支援B型を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が、利用定員の5%を超えている場合に加算する。

[見直し後]

(1) 就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）を算定している事業所の場合

イ 利用定員が20人以下	42単位/日
ロ 利用定員が21人以上40人以下	18単位/日
ハ 利用定員が41人以上60人以下	10単位/日
ニ 利用定員が61人以上80人以下	7単位/日
ホ 利用定員が81人以上	6単位/日

(2) 就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）を算定している事業所の場合

イ 利用定員が20人以下	39単位/日
ロ 利用定員が21人以上40人以下	17単位/日
ハ 利用定員が41人以上60人以下	9単位/日
ニ 利用定員が61人以上80人以下	7単位/日
ホ 利用定員が81人以上	5単位/日

※ 就労継続支援B型を受けた後就労し、6月以上就労継続している者がいる場合、定員規模に応じた所定単位数に6月以上就労継続している者の数を乗じて得た単位数を加算する。

10. 相談系サービス

(1) 計画相談支援、障害児相談支援

① モニタリング実施標準期間の見直し（計画相談支援）

- ・ サービス等利用計画等の定期的な検証（モニタリング）の標準期間について、支援の必要性の観点から標準期間の一部を見直し、モニタリングの頻度を高める。
- ・ なお、モニタリング時以外にも、相談支援専門員が必要に応じた支援を随時実施できるよう、サービス提供事業者は毎月のサービス利用状況を指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）に報告する。
- ・ また、指定特定相談支援事業者等の質の向上、公正・中立性を高めるため、以下の取組を行う。
 - イ 指定特定相談支援事業者等は、継続サービス利用支援等によるモニタリング結果について市町村に対して報告する。
 - ロ 市町村は、報告を受けたモニタリング結果を抽出し、事例検討等によりモニタリング内容について検証等を行う。

※ 検証等については基幹相談支援センター等に委託可。

《モニタリング実施標準期間の見直し》

[現 行]

以下の各号に掲げる者の区分等に応じ当該各号に掲げる期間を勘案して、市町村が必要と認める期間とする。

- (1) 新規又は変更によりサービスの種類、内容、量に著しく変更があった者
→ 利用開始から3月を経過するまで1月間
- (2) 在宅の障害福祉サービス利用者（障害児通所支援を含む。）又は地域定着支援利用者（（1）を除く。）
 - ① 以下の者 → 1月間
 - イ 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
 - ロ 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者
 - ハ 常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの若しくは知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者（重度障害者等包括支援の支給決定を受けていない者に限る。）
 - ② ①以外の者 → 6月間
- (3) 障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援（（1）及び（4）を除く。） → 1年間
- (4) 地域移行支援、地域定着支援（（1）及び（2）を除く。） → 6月間

[見直し後]

以下の各号に掲げる者の区分等に応じ当該各号に掲げる期間を勘案して、市町村が必要と認める期間とする。

- (1) 新規又は変更によりサービスの種類、内容、量に著しく変更があった者
→ 利用開始から3月を経過するまで1月間
- (2) 在宅の障害福祉サービス利用者（障害児通所支援を含む。）又は地域定着支援利用者（（1）を除く。）
 - ① 以下の者 → 1月間
 - イ 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
 - ロ 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者
 - ハ 常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの若しくは知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者（重度障害者等包括支援の支給決定を受けていない者に限る。）

- ② 以下の者 →3月間
イ 居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助を利用する者
ロ 65歳以上の者で介護保険におけるケアマネジメントを受けていない者

- ③ ①、②以外の者 →6月間

- (3) 障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援((1)及び(4)を除く。) →6月間

- (4) 地域移行支援、地域定着支援((1)及び(2)を除く。) →6月間

※ (3)の利用者(以下「施設入所者等という。’)及び(2)の②のイのうち就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助を利用する者(以下「新サービス利用者」という。’)は平成30年度から、その他の(2)の②は平成31年度から見直す。ただし、すでに計画作成済の者については、各見直し時期以降に計画再作成(又は変更)を行うまでは、なお従前の例による。

※ さらに、上記区分は市町村がモニタリング期間を設定するための標準であり、例えば次のような利用者については、標準よりも短い期間で設定すべき旨を通知等で明記する。

【計画相談支援】

- ・生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- ・利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者

【障害児相談支援】

- ・学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化するおそれのある者
- ・就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者

- ② 相談支援専門員1人あたりの標準担当件数の設定(計画相談支援・障害児相談支援)

- ・計画相談支援・障害児相談支援の質のサービスの標準化を図る観点から、1人の相談支援専門員が1月に実施するサービス利用支援等の標準担当件数を設定し、標準担当件数を一定程度超過する場合の基本報酬の逡減制を導入する。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」(別紙1)参照

③ 基本報酬の見直し（計画相談支援）

- ・ 業務負担に応じた加算を設けること等に伴い、計画相談支援の基本報酬については一定程度引き下げる（新単価については、施設入所者等及び新サービス利用者のみ平成30年度から、それ以外のサービス利用者については平成31年度から適用する。）。
- ・ なお、障害児相談支援については、既に初回時と更新時で報酬水準が異なっていること、モニタリング標準期間の見直しを行わないことから、基本報酬は据え置く（上記②については障害児も対象）。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

④ 特定事業所加算の評価の見直し（計画相談支援、障害児相談支援）

- ・ 特定事業所加算について、より充実した支援体制及び主任相談支援専門員の配置を要件とした区分を創設するとともに、加算取得率が低調であることを踏まえ、事業者が段階的な体制整備を図れるよう、現行の要件を緩和した区分を一定期間に限り設ける。

《特定事業所加算の見直し》

[現 行]

特定事業所加算 300単位／月
(算定要件)

- イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。
- ロ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること。
- ハ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
- ニ 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。
- ホ 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、計画相談支援等を提供していること。
- ヘ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。

[見直し後]

(1) 特定事業所加算 (I) 500単位／月
(算定要件)

- イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が主任相談支援専門員であること。
- ロ 現行の特定事業所加算の(ロ)、(ハ)、(ホ)、(ヘ)の要件を満た

すこと。

- ハ 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し主任相談支援専門員の同行による研修を実施していること。
- ニ 指定特定相談支援事業所において指定サービス利用支援又は継続サービス利用支援を提供する件数（指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、一体的に運営されている場合は、指定障害児相談支援の利用者を含む。）が1月間において相談支援専門員1人あたり40件未満であること。

(2) 特定事業所加算 (II)

400単位/月

※ 特定事業所加算 (I) の80/100

(算定要件)

- イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。
- ロ 現行の特定事業所加算の(ロ)～(へ)の要件を満たすこと。
- ハ 特定事業所加算 (I) の(二)の要件を満たすこと。

(3) 特定事業所加算 (III)

300単位/月

(算定要件)

現行の特定事業所加算の要件を満たし、かつ、特定事業所加算 (I) の(二)の要件を満たすこと。

※ すでに現行の特定事業所加算を取得している事業所の場合、(二)の要件を満たさなくても算定を認める（平成31年3月までの経過措置）。

(4) 特定事業所加算 (IV)

150単位/月

※ 特定事業所加算 (III) の50/100

(算定要件)

- イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。
- ロ 現行の特定事業所加算の(ロ)及び(二)～(へ)を満たすこと。
- ハ 特定事業所加算 (I) の(二)の要件を満たすこと。

※ 特定事業所加算 (II) 及び (IV) については、平成33 (2021) 年3月までとする。

⑤ 質の高い支援の実施や専門性の高い相談支援体制等を評価する加算の創設（計画相談支援、障害児相談支援）

- ・ 必要に応じた質の高い支援を実施した場合に、実施した支援の専門性と業務負担を適切に評価するとともに、専門性の高い支援を実施できる体制を整えている場合に、その体制整備を適切に評価するための加算を創設する。

《初回加算【新設】》

300単位／月

- ・ 障害福祉サービス等の利用を希望する利用者の心身の状況及び置かれている環境について、利用者等との面接や関係者への聞き取りによる詳細なアセスメントを行うために要する業務量を適切に評価する。

※ 計画相談支援のみ新設。障害児相談支援においては既設。ただし、基本報酬について旧単価を算定する場合は算定不可。

《入院時情報連携加算【新設】》

- (1) 入院時情報連携加算 (I) ※ 医療機関を訪問しての情報提供

200単位／月

- (2) 入院時情報連携加算 (II) ※ 医療機関への訪問以外の方法での情報提供

100単位／月

- ・ 入院時における医療機関との連携を促進する観点から、指定特定相談支援事業者等が入院時に医療機関が求める利用者の情報を、利用者等の同意を得た上で提供した場合に加算する。

※ 利用者1人につき、1月に1回を限度として加算。ただし、入院時情報連携加算 (I)、(II) の同時算定不可。

《退院・退所加算【新設】》

200単位／回

- ・ 退院・退所後の円滑な地域生活への移行に向けた医療機関等との連携を促進する観点から、退院・退所時に相談支援専門員が医療機関等の多職種から情報収集することや、医療機関等における退院・退所時のカンファレンスに参加して情報収集を行った上でサービス等利用計画等を作成した場合に加算する。

※ 利用者1人につき、入院・入所中に3回を限度として加算。ただし、初回加算を算定する場合は算定不可。

《居宅介護支援事業所等連携加算【新設】》

100単位／月

- ・ 障害福祉サービス等の利用者が介護保険サービスの利用へ移行する場合に、指定特定相談支援事業所が利用者の心身の状況、置かれている環境やアセスメント等の情報及びサービス等利用計画の内容等について、利用者等の同意を得た上で指定居宅介護支援事業所又は指定介護予防支援事業所に提供し、居宅サービス計画等の作成に協力した場合に加算する。

※ 利用者1人につき、1月に1回を限度として加算。当該加算を算定した上で居宅介護支援等を利用した後6ヶ月は算定不可。計画相談支援のみ新設。

《医療・保育・教育機関等連携加算【新設】》

100単位／月

- ・ サービス利用支援等の実施時において、障害福祉サービス等以外の医療機関、保育機関、教育機関等の職員と面談等を行い、必要な情報提供

を受け協議等を行った上で、サービス等利用計画等を作成した場合に加算する。

※ 利用者1人につき、1月に1回を限度として加算。ただし、初回加算を算定した場合又は退院・退所加算を算定し、かつ、当該退院医療機関等のみから情報提供を受けている場合は算定不可。

《サービス担当者会議実施加算【新設】》 100単位／月

- ・ 継続サービス利用支援等の実施時において、利用者の居宅等を訪問し利用者に面接することに加えて、サービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して、利用者等の心身の状況等やサービスの提供状況について確認するとともに、計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に加算する。

※ 利用者1人につき、1月に1回を限度として加算。

《サービス提供時モニタリング加算【新設】》 100単位／月

- ・ 継続サービス利用支援等の実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画等に位置付けた福祉サービス事業所等を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算する。

※ 利用者1人につき、1月に1回を限度、かつ、相談支援専門員1人当たり1月に39人を限度として加算。

《行動障害支援体制加算【新設】》 35単位／月

- ・ 行動障害のある知的障害者や精神障害者に対して適切な計画相談支援等を実施するために、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

《要医療児者支援体制加算【新設】》 35単位／月

- ・ 重症心身障害など医療的なケアを要する児童や障害者に対して適切な計画相談支援等を実施するために、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

《精神障害者支援体制加算【新設】》 35単位／月

- ・ 精神科病院等に入院する者及び地域において単身生活等をする精神障害者に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援等を実施するために、地域生活支援事業による精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修又は精神障害者の地域移行関係職員に対する研修を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

⑥ その他（計画相談支援、障害児相談支援）

- ・ セルフプランについて、各市町村において以下の取組を行うよう促す。
 - ア セルフプランを作成している者への意向調査を行うことにより、相談支援専門員によるケアマネジメントの希望の有無等を把握
 - イ 計画相談支援を提供する体制が十分でないためセルフプランを作成している者が多い市町村については、体制整備のための計画を作成
 - ウ セルフプランにより支給決定されている事例について、基幹相談支援センター等による事例検討において一定数を検証

(2) 地域移行支援

① 地域移行実績や専門職の配置等の評価

- ・ 障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行を促進するため、地域移行実績や専門職の配置、施設や精神科病院等との緊密な連携を評価することとし、新たな基本報酬を設定する。

《地域移行支援サービス費の見直し》

[現 行]

地域移行支援サービス費 2,323単位／月

[見直し後]

イ 地域移行支援サービス費（Ⅰ） 3,044単位／月

ロ 地域移行支援サービス費（Ⅱ） 2,336単位／月

※ 地域移行支援サービス費（Ⅰ）を算定する事業所の要件

(1) 当該事業所において、前年度に地域移行の実績を有すること。

(2) 次の要件のうちいずれかを満たすこと。

① 従業者のうち1人以上は、社会福祉士又は精神保健福祉士であること。

② 従事者である相談支援専門員のうち1人以上は、精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修（注）の修了者であること。

[注] 都道府県地域生活支援事業（精神障害関係従事者養成研修事業）の一つ

(3) 1以上の障害者支援施設又は精神科病院等（地域移行支援の対象施設）と緊密な連携が確保されていること。

「緊密な連携」の具体例（いずれも月1回以上が目安）

- ・ 障害者支援施設の入所者や精神科病院の入院患者の処遇に関する会議等への定期的な参加
- ・ 障害者支援施設や精神科病院等からの依頼に基づく、入所者・入院患者への障害福祉サービスの説明や事業所の紹介

② 障害福祉サービスの体験利用加算及び体験宿泊加算の見直し

- ・ 地域移行を希望する障害者が障害福祉サービスを体験する機会を確保する観点から、体験を行う初期の業務量を評価するため、障害福祉サービスの体験利用加算を拡充する。
- ・ 地域生活支援拠点等における体験の機会・場の機能を強化する観点から、地域移行支援事業所が拠点等としての機能を担う場合について、障害福祉サービスの体験利用加算及び体験宿泊加算を拡充する（再掲）。

《障害福祉サービスの体験利用加算の見直し》

[現 行]

体験利用加算 300単位/日

[見直し後]

イ 体験利用加算（Ⅰ） 500単位/日（初日から5日目まで）

ロ 体験利用加算（Ⅱ） 250単位/日（6日目から15日目まで）

《障害福祉サービスの体験利用加算及び体験宿泊加算の見直し【再掲】》

地域移行支援事業所が地域生活支援拠点等としての機能を担う場合
+50単位

(3) 地域定着支援

○ 深夜における電話による支援の評価

- ・ 深夜（午後10時から午前6時までの時間）における電話による相談援助を評価することとし、新たな緊急時支援費を設定する。

《緊急時支援費の見直し》

[現 行]

緊急時支援費 705単位/日

[見直し後]

(1) 緊急時支援費（Ⅰ） 709単位/日

(2) 緊急時支援費（Ⅱ） 94単位/日

11. 障害児通所支援

(1) 障害児通所支援における共通事項

① 医療的ケア児への支援の充実（児童発達支援及び放課後等デイサービス）

- ・ 一定の基準を満たす医療的ケア児を受け入れるための体制を確保し、医療的ケア児やその家族の状況及びニーズに応じて、地域において必要な支援を受けることができるよう、看護職員の加配を評価する加算を創設する。
- ・ また、送迎においても喀痰吸引等の医療的ケアが必要な場合があることを踏まえ、手厚い人員配置体制で送迎を行う場合を評価する。